第二号様式(第一条の三、第三条、第三条の三関係)(A4)

確認申請書 (建築物)

(第一面)

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請 書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

株式会社 神奈川建築確認検査機関 様

令和 6年 7月 8日

申請者氏名

リストホームズ株式会社 代表取締役 北見 尚之

設計者氏名 リストホームズ株式会社 一級建築士事務所 荒田 康泰

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
令和 年 月 日			令和 年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名



建築主等の概要

【1. 建築主】					
【イ. 氏名のフリガナ】 【ロ. 氏名】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】	リスト 231-00	ホームズ株式会	社 代表取	文締役 北見	
【ホ. 電話番号】 	045-67	1-9966			
	(二級 水落)建築士	(東京都知	田事)登録第	71982 号
【八.建築士事務所名】	(二級	歴/○)建築士事務 エデザイン 二			11627 号
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】		55 県藤沢市南藤沢 61-7327	R15-10 デ	ュークス南藤沢	2 604
【3. 設計者】					
(代表となる設計者) 【イ. 資格】 【ロ. 氏名】	(一級 荒田)建築士 _{唐素}	(大臣) 登録第 3	31087 号
【八.建築士事務所名】	(一級)建築士事務) ホームズ株式会			第 17455 号
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成又は確認した	045-67	県横浜市中区尾 1-9966		書一式	
(その他の設計者)	,	7-1- 6-6- 1	/) 7V. A7 AAA	н
【イ. 資格】 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】) 建築士) 建築士事務所	()登録第 知事登録第	号号
【二. 郵便番号】		, ALK - 501//1	,	VE 4. 77.94/VI	,
【ホ. 所在地】 【へ. 電話番号】 【ト. 作成又は確認した	:設計図書	1			
【イ. 資格】	()建築士	()登録第	号
【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】	()建築士事務所	()	知事登録第	号
【二. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【へ. 電話番号】 【ト. 作成又は確認した	こ設計図書	1			
【イ. 資格】	()建築士	()登録第	号
【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】	()建築士事務所	()	知事登録第	号
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【へ. 電話番号】 【ト. 作成又は確認した	:設計図書	1			

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【口. 資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【口. 資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ.氏名】

【口. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【口. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【口. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【口. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】

【口. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【口. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【口.勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【二. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【へ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【口.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【二. 所在地】

【ホ.電話番号】

【へ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】

【口.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【二. 所在地】

【ホ.電話番号】

【へ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】

【口.勤務先】

【ハ.郵便番号】

【二. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【へ. 登録番号】 【ト. 意見を聴いた設計図書】

[5.]	L事監理者】								
(代	表となる工事監理者)								
	【イ. 資格】	(一彩	及)建築士	(大臣)登録第	331087	号
	【口. 氏名】	荒田	康	泰					
	【ハ.建築士事務所名】) 建築士事務店	沂 (神奈川) 知事登録	k第 17455	号
				ームズ株式会				(//)	.,
	【二. 郵便番号】	231-0		AMMA	т.	似在未	E		
	【 ホ. 所在地 】			横浜市中区尾。	⊢#T/	1-47			
	【へ. 電話番号】	045-6			T-m1-	1 11			
	【ト.工事と照合する設				ス図言	丰 二士			
		.可凶盲』	,		JAI				
17									
(2	の他の工事監理者)	,	, .	7-1- 6-6 1	,		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	н	
	【イ. 資格】	() ;	建築士	()登録第	号	
	【口.氏名】	(\ .		,	`	~ 1 × 2 × Δ ≥ 6 × ×		
	【ハ. 建築士事務所名】	() :	建築士事務所	()	知事登録第	号	
	【一 郵便平日】								
	【二. 郵便番号】								
	【ホ. 所在地】								
	【へ. 電話番号】								
	【ト.工事と照合する設	:計図書】							
	【イ. 資格】	()	建築士	()登録第	号	
	【口. 氏名】	(, ,	在 来工	() <u>D</u> M///	,,	
		()	建筑工事效 能	()	加重整组络	旦	
	【ハ.建築士事務所名】	() :	建築士事務所	()	知事登録第	号	
	【二. 郵便番号】								
	【ホ. 所在地】								
	【へ. 電話番号】								
	【ト.工事と照合する設	:計図書】							
	【 / 次 按】	(, .	7事 公 1.	(\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	п	
	【イ. 資格】	() :	建築士	()登録第	号	
	【口.氏名】	,		=+ 1.t- 1 -+-→1.=×	,	,			
	【ハ. 建築士事務所名】	() ;	建築士事務所	()	知事登録第	号	
	【ニ. 郵便番号】								
	【ホ. 所在地】								
	【へ. 電話番号】								
	【ト.工事と照合する設	計図書】							
<u> </u>									
[b	L事施工者】 【	//s //s	₩ / II	II. E	r.				
	【イ. 氏名】	代表取約					_		
	【口. 営業所名】			可(神奈川県知	事) 🥫	第(特-2)	87490号		
		リストオ	<u> </u>	ムズ株式会社					
	【ハ. 郵便番号】	231-001	5						
	【ニ. 所在地】	神奈川県	横	浜市中区尾上町	叮4-4	17			
	【ホ. 電話番号】	045-671	-99	66					
	man at the L. A. e. e. e.								
	構造計算適合性判定のF	申請】							
	□申請済 ()					
	□未申請 ()					
	■申請不要								
[R 7	 建築物エネルギー消費(生能確但.	計電	前の提出】					
_		工化作	口口匠) 4~\JVETT]					
]提出済 () () () () () () () () () ()					
	□未提出 (■ ## ##)					
	■提出不要()					
[9.1	带考 】								
	NH II. III III III III III III III III II								

港北区下田町 新築工事

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】神奈川県横浜市港北区下田町二丁	- 目850-16		_
【2. 住居表示】神奈川県横浜市港北区下田町二丁			
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別	• •		
■都市計画区域及び単都市計画区域の内外の ■都市計画区域内(■市街化区域 □		□区域区分非設	定)
	国区域及び準都市		<i>/</i> _/
【4. 防火地域】 □防火地域 ■準防火		<u></u> 定かし	
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】最低剰			
	X 2 E 田 / 頁 1 0 0 III	7 准间及地区 1	
【6. 道路】 【イ. 幅員】 4. 50	0 m		
【ロ.敷地と接している部分の長さ】 12.9			
【7. 敷地面積】			
【イ. 敷地面積】 (1)(104.99 m²)() () ()
(2) () () () ()
【口.用途地域等】 (第一種低層住居専用地域)()(()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の (100%)(規定による建築物)(勿の容積率】)(,
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による	/ \) (,
(50%)()() ()
【ホ.敷地面積の合計】 (1) 104.99 ㎡			
(2) 0.00 m2	~ PA 1 2 W/ Ft 1	1000/	
【へ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積 【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	100% 60%	
【チ. 備考】 準防火地域内の準耐火建築	· · · · · · -	00 /0	
【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての			
	<u> УП. С</u>		
【9. 工事種別】 ■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変	で更 □大規模の	修繕 □大規模の	
) (申請以外の)
【イ. 建築物全体】 (60.87 m²) (60. 87	$ m^2 $
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】	, ,	, ,	,
(60.87 m^2)) () (60.87	m^2)
【ハ. 建蔽率】 57. 98 %			
【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の)
【イ. 建築物全体】 (98. 33 ㎡) () (98. 33	m²)
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】) () ()
【ハ.エレベーターの昇降路の部分】	, (/ (,
() () ()
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊	下等の部分】		
) () ()
【ホ. 認定機械室等の部分】(【へ. 自動車車庫等の部分】() () () ()
【ト. 備蓄倉庫の部分】 () () ()
【チ. 蓄電池の設置部分】() () ()
【リ. 自家発電設備の設置部分】	, \	, \	,
() () ()
【ヌ. 貯水槽の設置部分】 () () ()
【ル. 宅配ボックスの設置部分】) () (\
(【ヲ. その他の不算入部分】() () () () ()
	/ \	/ \	/

1 · · 1 2 · · 1 / 2 · ·	(98. 33	m^2) () (m²)
【カ. 老人ホーム等の	の部分】(2) () ()
【ヨ.延べ面積】		98. 33						
【タ. 容積率】		93. 66	%					
【12. 建築物の数】								
【イ.申請に係る建築	築物の数】	1	L					
【ロ. 同一敷地内の何	他の建築物の	つ数】 ()					
	(由計	書に係るる	津筑物)	(他の建築	55%)			
【イ. 最高の高さ】	((7. 885)			
【口. 階数】	地上 (2	ĺ.	(0)			
	地下(0	,	(0)			
【八.構造】	木造	· ·	/	一部	V /	造		
【二.建築基準法第5		り規定に。	よる特値	• • •	有無】	□有 ■無		
【ホ. 適用があると					,,,,,,,,			
□道路高さ制限	· 不適用	□隣地高	お制限	不適用	□北側高る	さ制限不適用	刊	
	日及び番号	: 平成44	年9月7	日 第4港	比規15 号			
	平成5年3月		, ,,,,	70 -10	10,9020			
【15. 工事着手予定年月	日】 令和	6年 7	7月 22	2日				
【16. 工事完了予定年月	日】 令和	6年 11	月 30) 日				
				(5				
	和 6年	9月 2	2日 (u緊結完了F)
	和年	月	日 (/ /	TT > [1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	•)
	和年	月	日)
【18. その他必要な事項】	<u> </u>							
10. (ツ胆心女なず久)	I 住宅用火災	整 報 哭 詔	' 置					

(第四面)

建築物別	J概要						
【1.番号】	1						
【2. 用途】	(区分 08010) (区分) (区分) (区分)	一戸建ての信	主宅				
【3. 工事種》 ■新築	引】 □増築 □改築	□移転 □用	途変更	□大規模の修	逐繕 □大規	見模の模様	替
【4. 構造】	木 造				一部		造
□耐火權 □建築基 ■準耐火 □準耐火	詩造(防火上及び 詩造(防火上及び 達法施行令第108 構造 構造と同等の準 構造と同等の準	避難上支障がな 3条の4第1項第1 耐火性能を有す	い主要権 号イ及で る構造	構造部を有する ドロに掲げる基 (ロ−1)	5場合)	る構造	
【6. 建築基 □建築基 □建築基 □建築基 □建築基	準法第21条及び第 準法施行令第109 準法第21条第1項 準法施行令第109 選法施行令第110	条の5第1号に持 (ただし書に該き) (条の7第1項 (条第1号に掲げ	掲げる基 当する建 第1号に る基準に	築物 掲げる基準に ご適合する構造	適合する構	造	
□耐火建 □延焼防 ■準耐火 □準延焼 □その他	近上建築物 《建築物 題防止建築物	-	ない				
【ロ. 地 【ハ. 昇	2階を除く階数】 2階の階数】 2階の階数】 2階の倉庫等の階の						
	a高の高さ】 高の軒の高さ】	7. 885 5. 940	m m				
【10. 建築設	は備の種類】						
給水設備、給	湯設備、排水設備	、ガス設備、換象	気設備、	暖房設備、冷房	設備、電気	設備、住宅	用防災機器
審 【ロ. 建 【ハ. 建 【二. 認	整集準法第6条(全の特例の適用の 整築基準法第6条(整集準法施行令) を要基準法施行令の を変更式の認定番	の有無】□有 の4第1項の規 第10条各号に掲 号】	■無 定による	る確認の特例の			
【 不. 遁	百合する一連の規 党	止い凶分】					

	□建築	基準港	上施行	う 令第136	6条の2の)11角	91号	1						
				う 令第136)11第	第1号	- 口						
	【へ. 認証型	型式部本	才等∅)認証番-	号】									
[12.	床面積】			(申記	請部分)	(阜	請以外の部	分)	(合計	•)
	【イ. 階別】	(F1	階)	(52. 79	m^2)	()	(52.79	m^2)
		(F2	階)	(45. 54	m^2)	()	(45. 54	m^2)
		(階)	()	()	()
		(階)	()	()	()
		(階)	()	()	()
		(階)	()	()	()
	【口.合計】			(98. 33	m²)	()	(98. 33	m²)
[13.	屋根】	平形彩	多色 ス	NM-	-2093)									
[14.	外壁】	窯業系	、 サイテ゛	イング ア	16 (QF045	BE-9	9226)	屋内側	百膏ホ	"- "	715	(小屋	裏含む)
[15.	軒裏】	有機質	質繊維	推混入セン	いり板	714((QF0	45F	RS-0053)					
[16.	居室の床の	高さ】		565 m	m									
[17.	便所の種類	頁】		水洗										
[18.	その他必要	更な事項	Į]											
[19.	備考】													

(第五面)

建築物の階別概要

【1.番号】 1							
【2. 階】 F1							
【3. 柱の小径】		105mm					
【4. 横架材間の垂直距离	É】	2,710mm					
【5. 階の高さ】		2,811mm					
【6. 天井】 【イ. 居室の天井の7 【ロ. 令第39条第3項 □有 ■無	高さ】 に規定する ⁴	2,400mm 寺定天井】					
【7. 用途別床面積】							
(用途の区分			:用途の名称))
【イ.】(0801)	(一戸建	ての住宅)	(52. 79	m²)
【口.】()	()	()
【八.】()	()	()
【二.】()	()	()
【ホ.】()	()	()
[~.] ()	()	()
【8. その他必要な事項】							
【9. 備考】							

(第五面)

建築物の階別概要

【1.番号】	1						
【2. 階】	F2						
【3.柱の小径】			105mm				
【4. 横架材間の)垂直距離】	4	2, 495mm				
【5. 階の高さ】							
【ニ. 令第3 □有 ■		る年	2,400mm 寺定天井】				
【7. 用途別床面			/				
	月途の区分)	(具体的な用途の名称))
	08010)	(一戸建ての住宅)	(45.	54	m²)
【口.】()	(()
【八.】()	(()
[二.] ()	(()
【ホ.】()	(()
[~.] ()	()	()
【8. その他必要	要な事項】						
【9. 備考】							

(第六面)

建築物独立部分別概要

【1.番号】 1
【2. 延べ面積】
【3. 建築物の高さ等】 【イ. 最高の高さ】 【ロ. 最高の軒の高さ】 【ハ. 階数】 地上() 地下() 【ニ. 構造】 造 一部 造
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】 □特定構造計算基準 □特定増改築構造計算基準
【5. 構造計算の区分】 □建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従つた構造計算 □建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算 □建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算 □建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算 □建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算
【6. 構造計算に用いたプログラム】 【イ. 名称】 【ロ. 区分】 □建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号) □その他のプログラム
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】 ()
【8. 備考】